

令和6年度第2回南相馬市小高区地域協議会 会議録

- 1 日 時：令和6年5月17日（金）
午後1時30分～午後4時00分
- 2 場 所：浮舟文化会館 研修室

【出席委員名 11名】

会 長	阿 部 貞 康	委 員	山 本 麻 子
副会長	志 賀 由 紀 夫	委 員	末 芳 治
委 員	末 永 義 人	委 員	杉 重 典
委 員	半 谷 善 弘	委 員	半 谷 恵 美 子
委 員	西 山 喜 代 子	委 員	玉 沢 堅 司
委 員	菅 原 紀 子		

【欠席委員 4名】

委 員	小 林 友 子	委 員	飯 塚 宏
委 員	本 田 博 信	委 員	熊 田 め ぐ み

●南相馬市職員

小高区役所長	佐々木 忠
小高区地域振興課長	佐藤 克巳
小高区地域振興課おだかぐらし担当課長	高野 真至
小高区市民総合サービス課長	渡辺 和宣
小高区地域振興課庶務担当係長	志賀 弘達
小高区地域振興課主査	大 場 優
企画課長	寺島 政博
企画課係長	内城 弘志
企画課主査	濱 名 瞬

1. 開 会

○事務局

只今より令和6年度第2回小高区地域協議会を開催いたします。本日の会議の成立要件につきまして、事務局より報告を申し上げます。

本日の欠席委員は、小林 友子委員、本田 博信委員、飯塚 宏委員、熊田 めぐみ委員です。地域協議会委員15名中、11名の出席ということで、過半数を超えております。協議書10(2)により、本日の会議は成立しております。初めに、阿部会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

小高区地域協議会 阿部会長よりあいさつ

3. 議 事

○事務局

議事の進行については、規定により、会長が会議の議長となります。阿部会長、よろしくお願いいたします。

(1) 会議録署名人の指名

○阿部会長

それでは、次第により議事を進めてまいります。

まず、会議録署名人の選任についてですが、会議録署名人については、議長選任でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、今回の会議録署名人は、末永 義人委員、西山 喜代子委員の2名にお願いします。

(2) 報告事項

報告事項

南相馬市新市建設計画見直し(素案)に係るパブリックコメント手続の実施について

○阿部会長

それでは、報告事項に入りたいと思います。

報告事項「南相馬市新市建設計画見直し（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について」担当課より、説明をお願いします。

企画課 資料1-1により説明

○阿部会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

○志賀委員

変更内容については特に異論はありません。

前もってお送りいただいていた、新市建設計画を読んだ中でお伺いしたことがあります。64ページ、「合併による財政への効果」というところに、「合併に伴う新しい市の一体性の醸成や地域格差の是正などの生活環境整備のために合併特例債を活用することが可能」という記載があります。「地域格差の是正」・「生活環境の整備」という部分について、震災による原発事故で著しく小高区と原町区の一部は避難指示の影響により、当時考えていた以上に低くなっていることは認識されているかと思います。それを、儀礼にのっとって、合併時の2:2:6の原則を維持していきたいというのは、当初の文言と一致していないのではないかという気持ちがあります。

それを踏まえ、資料1-2の7ページを見ると、特別交付税は9億円ですと推移しています。特別交付税は災害等の臨時的な経費を勘案して交付されます。基本的には特別交付税は地方交付税の約6%が大体の規模。9億円というのは6%を超えているが、震災・原発事故、その後の災害もありましたので、その分継続して交付されることを見込んで9億円という金額で財政計画を立てているのだと思います。ということは、生活環境整備の時期が著しく押したことで、特別交付税が通常の比率以上の状態が続いていることを勘案すると、2:2:6の原則通りではなく、避難指示が出ていたところについては、厚めの財政出動があってもいいのでは、と思いました。

次に、人口推移の見通しについてです。令和6年4月1日現在の市の人口がどのくらいいるのかホームページで見たところ、55,937人とありました。資料1-2の3ページの人口推移を見たところ、令和8年で約57,000人とありました。ということは、令和6年に約56,000人、令和8年に57,000人なので、上がって推計しているのだと思いましたら、令和12年を見ると下がっていました。令和8年に上がるという推計をする要因があるのかと思い、5ページの就業構造の見通しをみたところ第一次産業・第三次産業は下がっていますが、第二次産業は上がってい

るので、研究施設が来るとか工場が来るとか、そういったことがあるのかと考えております。

以上2点、2：2：6の原則を修正する必要があるのか、人口推計のところで、どのように見通しを立てたのかお伺いしたいと思います。

○企画課係長

ハード事業には2つあります。1つは通常事業といわれる「震災によらない事業」があり、これには合併特例債を発行することができます。

こちらに普通建設事業については、令和12年までに発行できる合併特例債が76億円あるので、それらも活用しながら2：2：6のバランスで使っていきたいというお話をしました。

もう1つが復興事業です。志賀委員からお話が合った通り、震災と原発事故によって、三区の復旧・復興の状況は全く異なっております。

復興事業については、2：2：6にはこだわらず、復興状況を見ながら実施していきます。小高区については、原発事故の影響もあって、ほ場整備や農地の災害復旧が完了していません。また、小高駅東側のフロンティアパーク、旧金房小学校跡地の飯崎産業団地など、諸々の取組を通常事業ではない震災関連事業として行っていきます。

また、財政計画の部分について、特別交付税と復興関連の特別交付税がございます。ここが分かりにくい部分だと思います。「交付税」という言葉、報道でもよく聞かれると思います。地方自治体単独では財政運営ができません。人口規模等の様々な要因によって一律に配分される「普通交付税」と呼ばれるものがあります。

一方で、災害など特殊要因があった際に、交付される「特別交付税」と呼ばれるものがございます。さらに今回、「震災関連の特別交付税」というものが措置されております。

財政推計する上では、令和6年度末時点での「特殊要因があった際の特別交付税」と「震災関連の特別交付税」が同額で推移するだろう見込の中で推計をさせていただいております。

2点目の人口推計について、志賀委員からお話がありました、市ホームページに記載されている人口は、「南相馬市に住民票の登録がある方」をベースとした居住人口となっております。

今回の人口推計は、第三次総合計画を策定するに当たって実施したもので、住民登録がなくても、復興関連事業等で南相馬市にお住まいになっている方や市外からの避難者も含めた、令和2年国勢調査をベースに作成いたしました。当該調査では、南相馬市には約59,000人おりましたので、市ホームページで公表している数字とは差異が出ているという状況です。

住民登録がなくてもお住まいになっている方も相当数いらっしゃいます。我々としては、ごみ回収など、様々な行政サービスの問題等も想定しながら、財政計画の推計をしております。

具体的に言うと、入ってくる税収の部分、出ていく歳出の部分を含めて、国勢調査に基づき実際にお住まいになっている方が、どう推移していくのかをベースに推計をさせていただいて、人口についても同じように見ております。

第一次・第二次・第三次の就業行動の部分については、復興関連事業、主に建設業の方が今後減少傾向に推移することが想定されるので、当該資料にある分析をさせていただいております。

○志賀委員

人口推計については、私も国勢調査に携わっていましたので、公表の数値と異なるという事については了解いたしました。私が思っていたのは、この増えた部分の人口について減らさないような仕組みを官民一体で作っていただいて、減っていく部分を少なくできればと思い、質問をさせていただきました。

財政のところでいうと、特別交付税については、国や県が事業を行う際、市に委託して支出する国庫支出金や県の支出金が大きく増えた分、確かに減っています。何百万円単位まで記載されているので、きちんと把握されていると思いますが、小高区の部分がどのくらいあるのかお伺いしたいです。

○企画課長

手元に資料がないので、小高区の部分がいくらかという事について、お答えはできませんので、後日、回答をさせていただければと思います。

人口推計については、外に出ていかない、南相馬市にとどまっていたいただく取り組みが必要、という事についてはその通りだと思います。

市としましても、子育て施策に力を入れ、就職先を確保する取組・施策を実施するなど、南相馬市にきた方に根付いていただくというのは、市の課題だと考えておりますので、全庁的に取り組んでいきたいと考えております。

○企画係長

特別交付税や復興特別交付税についてです。きりの良い数字で記載されており、国庫支出金等については百万単位まで記載されているというところについて、この記載の考え方については、特別交付税や震災復興特別交

付税については、令和7年度までが第2次復興・創生期間となっており、令和8年度以降どのくらいの財源がつくのか見通しがついておりません。

特に原発事故で言う、20キロ・30キロ圏内でも変わってくると思います。令和6年度ベースで維持される、という前提でしかシミュレーションができないため、資料のような記載となっております。

一方で国庫支出金や県支出金については、第三次総合計画の第二次実施計画で約500弱の事業を挙げており、その中で具体的に令和6年度以降も国・県の震災関連を含めた補助金が入る事業がどのくらいあるのかを捉えているので、具体的な数字を記載できております。

その中で小高区の分がどのくらいあるのか、というのは手元に資料がないため、いまお示しすることができませんが、原発事故関連の交付金ですと7割程度が交付金で補填され、残りの3割が復興関連の特別交付税で補填されて、実質20キロ圏内の事業については負担がないというのが、震災関連の事業であります。

小高区については、復興関連特別交付税の3割負担部分と、国庫支出金・県の支出金が7割というのが入ってくるかと思しますので、今回の会議でどこまでお示しできるかわかりませんが、そういった形で財政的な裏付けは確認させていただきます。

○末委員

合併特例債活用の163億円のうち、小高区約24億円と記載されていますが、今回の地域協議会の際、どのように使ったかという内容については出していただけるのですか。

○企画係長

今回の会議までにお示ししたいと考えております。

先ほど簡単にご説明をしましたが、中学校の校舎改築事業や上下水道の出資金の部分、大きなところでは区役所や広域消防分署の建設、小中学校の体育館の整備、震災後で言うと復興拠点施設の建設というところで、合併特例債ベースで約24億円程度活用しております。

6月の地域協議会では合併特例債の部分、震災関連事業を除いた普通建設の部分で、トータルでどのくらい使っているのか、お示しできればと思っています。

また、合併時に参考資料として、例示した129事業について、事業名が変わったりして、正確に分けることは難しいのですが、それらについての執行状況等を確認しております。

そういったところもお示ししながら、合併後これまでの経過と今後の計画についての考え方を説明した上で、計画期間の延長を諮問させていただきたいと思っております。

○末委員

もう1点。前にいただいた資料の36ページの「(2) 活気ある商業・工業・サービス業育成のまちづくり」のところ、下から3行目に「おだかe-まちタクシー」や「交通システムの導入及びコミュニティバスの運行事業」と書かれているが、実際にはe-まちタクシーも走っていないし、コミュニティバスも運行されていない。それらの事業について、市はどのように考えているのですか。

○企画課長

現在小高区ではジャンボタクシーが運行しているかと思います。

当該ジャンボタクシーは、国の福島再生加速化交付金を財源として運行されています。その財源がいつまで続くのかについては、第2期復興・創生期間が来年度で終わりますので、今後、どのような形でこういった事業を続けていくべきかを考える時期に来ています。

小高区だけでなく市内全域の話になり、まだ具体的に話が出ているわけではないので、どのような公共交通機関が良いのかまとめていきたいと思っています。その際は、地域協議会のご意見等も伺いながら、進めていきたいと思っています。

○末委員

e-まちタクシーは小高町で始まったもので、全国的にも広がっています。それが小高区にないという事自体がおかしい。国や県の交付金がないからできないという答弁ばかりなのですが、南相馬市で自主財源を確保してやるという考えはないのですか。

○企画課長

この場で「財源を確保してやります」というお答えはできないのですが、市だけでどのような交通事業ができるか決められるわけではなく、タクシー事業者やバス事業者、住民の方も交えて、どういう交通事業が有効なのかを協議しなければ、良い施策は出てこないと思います。

その先には財源の話も出てきますので、国の福島再生加速化交付金が申請できるのであれば、申請していきたいと思ひますし、財源を見据えて検討をしていきたいと思ひます。

○末委員

我々も震災後小高区に戻ってきて、周りを見ても70代以上の方が多いですし、いずれ我々も車に乗れなくなる可能性があるわけです。そういう未来が分かっているのだから、南相馬市として交通事業について考えてほしい。確かにジャンボタクシーはある。免許返納すれば2万円もらえするという事業もあるが、2万円なんて原町区までタクシーで行ったら2～3回でなくなってしまう。そういうことを考えて、早急に立案して示していただきたいということを、市長に伝えてほしい。

○企画課長

市長もしっかりと考えなければならぬと話しています。

公共交通については、今だけ考えれば良いというものではないと思います。小高区だけでなく、原町区・鹿島区でも車の運転ができない方が非常に多くなってくるという中で、将来を見据え、どういった公共交通が良いのか考えていかなければいけないと思っております。

○半谷（善）委員

令和8年度以降の合併特例債の活用金額が76億円と明記されておりますが、これは完全固定という理解なのでしょうか。というのは、大阪万博の建設でもわかるように、建設費が高騰して当初予算を遥かに超える状況となっています。まだまだ残っているハード事業の積算単価もかなり上がっていると思うんです。そうすると、予定していた事業費を上回る入札結果になる可能性が強いと思っています。物価連動みたいなものがないと、10個やるはずだった事業が5個で終わってしまっ、あと5個はどうするのか、という事になる。優先順位を決定して事業に取り組むのか。予算がないのでふるいから落ちて、実施されない事業が出てくるのか。その辺を教えていただきたいです。

○企画係長

半谷委員のおっしゃる通りで、これから2～3年の間に10%程度の物価高になるのではないかとされています。大きなハード事業を実施するに当たっては、市が計画している事業について、当初より事業費が大きくなっているものもございます。

約76億円のうち、新庁舎建設分については総事業費が全体で約71億円程度に対して46億円を上限として充当することとしています。それ以外の30億円弱については、令和12年度まで状況を見ながら、復興関連の財源がどこまで伸びるのか、できない部分についてどうやってやるのかも含めて検討をしています。

決まっているのは新庁舎建設・消防防災設備・浦尻貝塚など、継続事業のみで、新規の事業は入っていません。

約30億円については、物価高の影響も見ながら、どうやって使っていくのか考えていきたいと思います。

○半谷（善）委員

それでは予定している事業はひとまずすべてやる方向という事でよろしいですか。

○企画係長

現在予定している継続事業については、只今申し上げた庁舎建設・消防防災設備・浦尻貝塚については、令和12年度まで計画を延長したとしても、残り30億円の中でやらせていただいて、残りの執行可能額をとともに、復興関連の他財源がないのかを確認しながら、どう使っていくのか吟味していきます。

○志賀委員

先ほど福島再生加速化交付金の話が出ましたが、旧小高商業高校の跡地利活用の財源についてはどのようにするのでしょうか。

実質単年度収支が見通しで言うと、ずっとマイナスに推移すると記載されています。とある市町村では、建物をたくさん作って人口もいないのにどうするんだ、という話をたまに聞きます。実質公債費比率がそんなに高くないので、そんなに心配はしていませんが、人口減が日本全体で続く中で、単年度収支がマイナスで推移するというのは、積立金を取り崩しているということでしょうが、どういう考えなのかお聞かせいただければと思います。

○企画係長

旧小高商業高校の跡地利活用については、現在、福島県と調整しております。県では、県内の震災に伴う統廃合が完了した学校について、土地の無償譲渡や学校跡地の利活用を支援するため最大3億円を助成するという制度を作っております。

なお、旧小高商業高校については、震災前に統配合の方針が決定しておりましたので、県内他高校のように、無償での土地の譲渡、校舎解体や整備費の助成はありませんでした。

一方で、これまで市から県に要望した結果、土地については有償となるものの、建物の解体は無償で、学校跡地の利活用を支援するため5年間で3億円まで助成していただけることになりました。

加えて、令和8年以降延長となることが予想される、福島再生加速化交付金でどれだけの財源が見込まれるか、今年度末にはある程度の方向性が示されると思いますので、そういったところを見極めながら、今後、どのくらい財源が使えるのか検討します。

また、現在、イノベーション政策課を中心に、地元である二区行政区や小高区地域協議会の皆さんと、どのように活用していくのかを話し合っていき、計画していきたいと思っています。

実質公債費比率等の財政指標については、担当でないため詳しく分かりませんが、歳入引く歳出で概ね6億円程度残しているのは、財政調整基金が、自治体の標準財政規模に対して10%の基金を積んでいかないと、持続可能な財政運営ができていない状況とされています。

令和12年度時点で、財政調整基金について、市標財政規模約180億の10%、18億円くらい残せる見込みがあるので、それに合わせて歳入引く歳出で概ね6億円程度というかたちになっています。

一方で、実質単年度収支や公債費比率については、そういったところも見据えながら財政運営をしていきたいと思っています。また、東日本大震災復旧復興基金については、令和7年度をもって各事業が完了する見込みであり、段階的に減少しているものです。

財政調整基金というのは、復興以外にも含めて持続可能なまちづくりに使っていくので、そこは一定程度貯めていくようになります。先ほど志賀委員からお話がありましてとおり、現時点では復興関連の財源もあって、県内では財政状況も良い方だと思います。

なお、令和7年度以降、復興関連の財源がどこまで見込めるのかわからない中では、これから事業の選択や収縮についてもターニングポイントだと思っております。

三区によって復興の状況も違います。小高区は復興道半ばですので、復興の財源を使いながら有効に事業をやっていく、原町区・鹿島区については一定程度復旧が終わっていますので、将来に関わる事業をやっていくという状況にあると思っています。

そういったことも含め、財政計画では新市建設計画を令和12年度まで延ばした中で、先ほど申し上げたような事業も入っているわけですが、一定程度安定して財政運営ができる計画となっております。

この財政計画については、市の中長期財政計画とも連動しておりますので、9月までに取りまとめて、令和12年度までの詳細な財政計画を皆様にお示しできればと思い、とりまとめを行っております。

○志賀委員

基金の積み立ては、標準財政規模に対して2割だと思っていましたが、1割なんですね。

○企画係長

一般的には、財政の健全性を示す際には、財政調整基金が標準財政規模の10%と地方自治体では言われております。

○阿部会長

そもそも新市建設計画見直しの理由については、先ほど説明があった通り、法律の改正によって合併特例債の活用期間が20年から25年になったことですよね。ただ、その法改正は平成30年4月25日に行われていて、だいぶ時間がたっています。昨年3月には南相馬市の第三次総合計画が策定されました。なぜその前に、新市建設計画の見直しがされなかったのでしょうか。されたとすれば、第三次総合計画の中に合併特例債の活用についても入れながら計画できたのではないかと思うのですが、その辺はどのように考えていたのかお伺いしたい。

あとは次回会議の時に、具体的な事業についてお示しいただけるのでしようから、それを見ながら皆様から質問いただきたいと思っておりますが、この内容について地域協議会で諮問を受けて答申をした際に、その後の予定として、住民説明会の開催等は考えていないのでしょうか。パブリックコメントをかけて意見を聞くということですから、それに対する回答は何らかの形でやらなければならないと思いますが、その辺についても考えをお伺いしたい。

○企画係長

時系列でご説明をさせていただきます。平成24年に法改正があり、平成27年度から10年間延ばし、令和7年度まで期間が延びています。さらに、平成30年度に法改正があった際、更に延長できるようになりましたが、基本的に令和7年度にすべてやりきる方向で進めておりました。

一方で、大きなところで言いますと新庁舎建設事業については、令和4年に基本計画を作り、実施設計に入る前の基本設計がまとまったのが令和6年2月となりました。

令和7年度以内に収まると思っていた、新庁舎計画の事業完了がはっきりしておらず、明らかに延びるだろうという傾向がある中で、令和7年度以降に使える財源として合併特例債46億円を充当するために計画延長をしなければならないということになりました。

そのタイミングが総合計画見直しと本庁舎の実施設計の前段がまとまる時期と重なっていたこともあり、総合計画に合わせて新市建設計画の見直しをすることができませんでした。

では、なぜ今9月議会に向け進めているのか、という事について補足をしますと、新庁舎が令和11年の開庁を予定しておりますので、令和10年度まで工事が延びることを、市としては決めております。新市建設計画が令和7年度までの計画であるのに、令和7年度以降の事業を上げるというのは、計画の位置づけをしてから事業に移すという原則に反しています。

現在、予算化している令和7年度までの予算については、実施設計に入る前の予算を見ております。実施設計にいつ入るのかというと、今年度の6月～7月にかけて公共事業評価委員会に諮問をさせていただいて、新庁舎の建設事業に最終のゴーサインが出るのが公共事業評価委員会、さらには市議会であり、それが終わるのが9月予定です。

当該計画も令和12年度まで延ばしつつ、令和7年度・8年度以降の本体工事の実施設計以外の部分も上げていくというスケジュールとなりました。本来であれば、第三次総合計画をまとめる際に、すべて揃えて延ばす選択肢もあったかもしれませんが、見通しがつかない段階でしたので、計画算定期間がずれてしまったというかたちです。

住民説明会についてです。資料1-1に書かせていただいております、合併時に定めた新市・合併の基本理念・新市の将来像・新しいまちづくりの6つの基本目標は堅持しつつ、震災・原発事故の影響で令和7年度までに使い切ることができなかった事業について、引き続き延長するということです。ので、まちづくりの方向性が大きく変わるものではありません。

まちづくりの方向性が変わるような場合は、阿部会長がおっしゃる通り、住民説明会も必要かと思いますが、合併時にお約束した「新市・合併の基本理念」等に基づき、必要な事業を淡々とやっていくための計画延長だと思っておりますので、不十分かと思いますがパブリックコメント手続や地域の代表である地域協議会の皆様へお伝えをさせていただいて、最終的には議会の議決案件となっておりますので、議会で了解をいただきましたら、予定通り延長をさせていただきたいと考えております。

○阿部会長

只今お聞きした限りでは、今回の新市建設計画の変更の動機は新庁舎建設の財源を確保するため、ということでしょうか。新市建設計画の意味がないのではないのでしょうか。合併がどうこうという話ではない気がするのですが、どうでしょうか。

○企画係長

合併時の計画書を読んでいただくとわかるのですが、小高区役所・鹿島区役所・本庁舎について、既存庁舎の耐震改修事業や新市の本庁・区役所の再配置整備事業の推進という計画は、合併時からありました。

ただ、震災と原発事故に加え、その後、相次ぐ大規模な自然災害や新型コロナウイルスの影響などもあり、延びている状況です。

新市建設計画の期間を延長して、本庁舎建設の大きな財源を確保することについては目立ってしまうかもしれません。

一方で、本庁舎自体、北庁舎・東庁舎・西庁舎とばらばらになっていることで非効率なところもあり、震災前に耐震改修したところについても震災の影響で耐震も耐えられるか分からない状況もありますので、そういったところは合併時にお約束した住民サービスの向上ということで、実施させていただきます。

加えて、それ以外の事業についても、合併特例債を活用できる金額が30億円程度ありますので、そういったところも生かしながら、延べ239億円という上限額を活用したいと考えております。

○阿部会長

そうすると合併特例債の残りの財源、約76億円のうちの46億円は新庁舎建設に活用される。残りの合併特例債活用事業については、第三次総合計画の中に記載されている事業に乗ってくるのですか。それとも「新たにこういう事業を」というのを皆さんにお聞きして考えるのでしょうか。

○企画係長

現在、第三次総合計画については、基本構想が8年間で令和12年度までの計画になっていて、具体的な施策を決める基本計画については令和5年度から令和8年度が前期基本計画、さらに令和9年度から令和12年度が後期基本計画となります。

令和8年度までの事業については、復興関連の財源が当たらない事業を中心として、新市・合併の基本理念に沿うような事業を合併特例債活用事業として考えていきます。あとは合併時に参考資料として、例示した129事業も確認しながら活用していくようになります。

令和9年度以降の事業については、後期基本計画を策定する段階の令和8年度中に見直しすると思いますので、そこで合併特例債を令和12年度まで有効な財源として活用していく計画です。

先ほど申し上げました、継続事業に関しましては、これからということもありますので、現行の前期基本計画や、今後、後期基本計画の策定過程において、地域協議会等でお話を伺いながら、どういった事業をやっていくの

かということを、震災関連事業とは切り分けた中で、考えていくようになるのかな、と思っております。

○阿部会長

令和5年3月に策定した第三次総合計画基本構想が令和12年まで。今回延長する新市建設計画を延長した場合の終期とたまたま一致するんです。先ほど言った通り、第三次総合計画を策定する前に新市建設計画の見直しをして、第三次総合計画に着手するべきだったのかな、というのが残念です。その動機が新庁舎建設計画だけではないと思いますので、そこはしっかりと押して行ってほしいと思います。

○志賀委員

今の話だけ聞いていると、2:2:6の原則ではないな、と感じました。

○企画係長

2:2:6の原則について補足させていただきます。資料1-1の2ページ目に普通建設事業見込額というのがあり、これは震災関連事業が入っていない主なハード事業となっており、令和7年度までに約700億円使います。

これについては、2:2:6の原則を守っていきます。一方で事業の実施に当たっては、合併特例債以外の補助金・交付金も入ってきますので、合併特例債以外の補助金等も活用しながら、全体の普通建設事業を2:2:6にしたい、というのが合併時のお約束です。

合併特例債だけの充当率を見ますと、小高区24億円・鹿島区29億円・原町区110億円で、割合にしますと小高区15%・鹿島区18%・原町区67~68%となっており、2:2:6にはなっておりません。

大きな事業の考え方として復興財源が入っている事業は2:2:6と関係ありませんので、被災状況によって活用できます。

○阿部会長

共通事業と地域事業があるという話をしなければ、分からないと思います。新庁舎建設計画の建設事業費は、この区分の中のどこに入るのですか。

○企画係長

合併当時、地域事業という小高区・鹿島区で実施する事業、あとは重点事業という、地域事業の中でも優先的に実施する事業がありました。

一方で共通事業というものがあります。具体的には本庁舎建設事業、高速インターネットシステムを全庁的に入れる事業等は共通事業として、各区に按分しています。

さらに、鹿島サービスエリアについても、合併時のお話では鹿島区ではなく、2:2:6に分けるという約束を合併協議会でしていたと伺っています。

新庁舎建設についてはトータルで合併特例債を46億円充てるというお話をしましたが、それを2:2:6で按分した中で、合併特例債の239億円に割り振りしていくということになっています。

各区分権分散の合併をしつつ、本庁舎と区役所の機能と別れた中で、本庁舎の機能については、原町区だけではなく、小高区・鹿島区も併せた機能となっており、合併時にそのように協議をされたものと考えております。

○末委員

庁舎の話ばかり出ていますが、小高区のスマートインターについては、いくらぐらいかかるんですか。

○企画係長

(仮称)小高スマートインターチェンジの事業費については、合併時の地域事業の方には記載されておられません。

一方で、現在、(仮称)小高スマートインターチェンジについては、令和5年度以降、順次、用地取得を進めており、早期に供用時期(目標)を示せるよう事業進捗に努めてまいります。

○阿部会長

次回の地域協議会のときに説明があるでしょう。

○末委員

わかりました。

○阿部会長

他に、皆様からご意見はありますか。

○阿部会長

なければ、報告事項については以上となります。

4. その他

(1) 次回の会議開催予定について

○阿部会長

それでは、4. その他に入りたいと思います。

「次回開催について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局より説明

(2) その他

○阿部会長

その他、委員の皆様、事務局より何かございませんか。

○西山委員

先日、民生委員の定例会があったのですが、小高区に高齢者が多いので銭湯を作ってほしいという希望がありました。原町区・鹿島区にはあります。小高区で希望する方がいればバスで連れていくという話もありますが、バスに乗ってまで行く必要はないというお話でした。老人福祉センターのお風呂がなくなってしまうので、ぜひ裸の付き合いをしながら交流を持っていきたい、それが大事なのではないかという話がありました。先ほどお話があった交付税が使えるのであれば、小高区にお風呂を作っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小高区地域振興課長

ご意見ありがとうございます。西山委員からいただいたような、小高区の様々な課題については、委員の皆様と意見交換や情報共有をしながら、整理をしていきたいと考えております。今後の進め方については、次回の地域協議会で意見交換をさせていただきながら、議論を深めていければと思っております。

○末永委員

「常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリア開発事業」の検討委員会がありまして、私もメンバーになっており、先日初めての会議がありました。現在のところ何も決まっておらず、意見を集めている段階のようです。しかしながら令和7年1月にはパブリックコメントを予定しています。ここでいきなり「こうなりました」ということがないように、今からご意見を集めていきたいと思います。いきなり「何かありますか」といっても出てこないと思いますので、何かありましたら幅広くご意見

をいただければ、私もお話をしてきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小高区地域振興課長

地域協議会の中で検討して、意見として出すのは、少し意味合いが変わってきますので、いま末永委員さんから情報提供をいただいたことについては、委員の皆様が個人の立場でご意見を伝えていただくかたちであれば、よろしいかと思います。

○末永委員

鹿島では地域振興課が担当しているようなのですが。

○小高区役所長

4月の合同地域協議会の中でも話が合ったかと思いますが、各区ごとにさまざまな取り組みを行うことになっており、鹿島区についてはセデッテ周辺地域の開発を重点的な取り組みとしております。小高区については旧小高商業高校跡地の利活用を含めて、地域でどのような課題があるかを整理しながらまちづくりをするということで、取組を進めています。その中で、小高区地域振興課としてはイノベーション政策課で予算を取っていますが、小高区の問題ですので地域協議会の中でも利活用については議論が必要だと思っております。鹿島区のスマートインター周辺の開発については、地域自治ということでの特色あるまちづくりの一環でもありますので、南相馬市ひとつではありますが、小高区地域協議会として鹿島区に対して「助言」はできるかもしれませんが、中心となって議論するというのはどうかな、と事務局としては考えております。

○阿部会長

その他、委員の皆様、事務局より何かございませんか。
なければ事務局にお返しいたします。

5. 閉 会

○事務局

以上をもちまして、令和6年度第2回南相馬市小高区地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和6年度第2回小高区地域協議会会議録

小高区地域協議会長

阿部 貞康

会議録署名人

末永 義人

会議録署名人

西山 喜代子

